

「再就職援助計画」の対象労働者などを受け入れる事業主の皆さま

労働移動支援助成金のご案内 (受入れ人材育成支援奨励金)

労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）は、労働者を雇入れ、または受入れを行う事業主に対して助成をするもので、「早期雇入れ支援」と「人材育成支援」の2種類があります。

★★ 新 設 ★★

早期雇入れ支援

「再就職援助計画」などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対して助成します。

➡ 記載ページ P2～5、P13～14

★★ 拡 充 ★★

人材育成支援

次のいずれかを満たす事業主に助成します。

- ① 「再就職援助計画」などの対象となった労働者の雇入れ
- ② 移籍による労働者の受け入れ
- ③ 在籍出向から移籍への切り換えで労働者を受け入れ
- ①～③の労働者に対して訓練を実施（Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTを行った事業主に対して助成）

➡ 記載ページP2～3、P6～14



目 次

＜支給までの流れ＞	3
---------------------	---

早期雇入れ支援

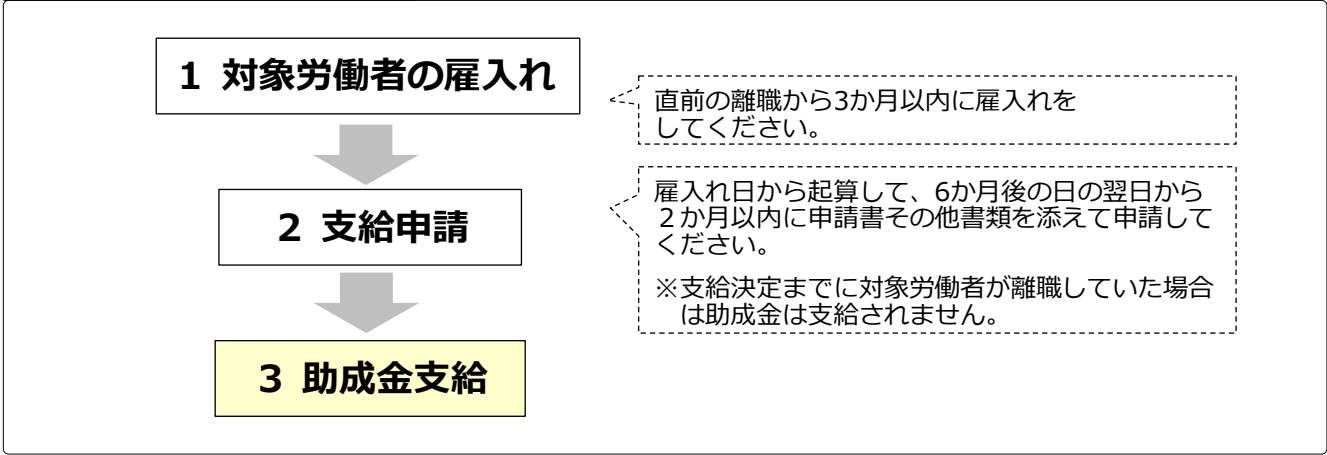
1 助成金の支給対象となる方	4
2 支給対象となる措置	4
3 支給額	4
4 対象事業主	4
5 必要な書類	5

人材育成支援

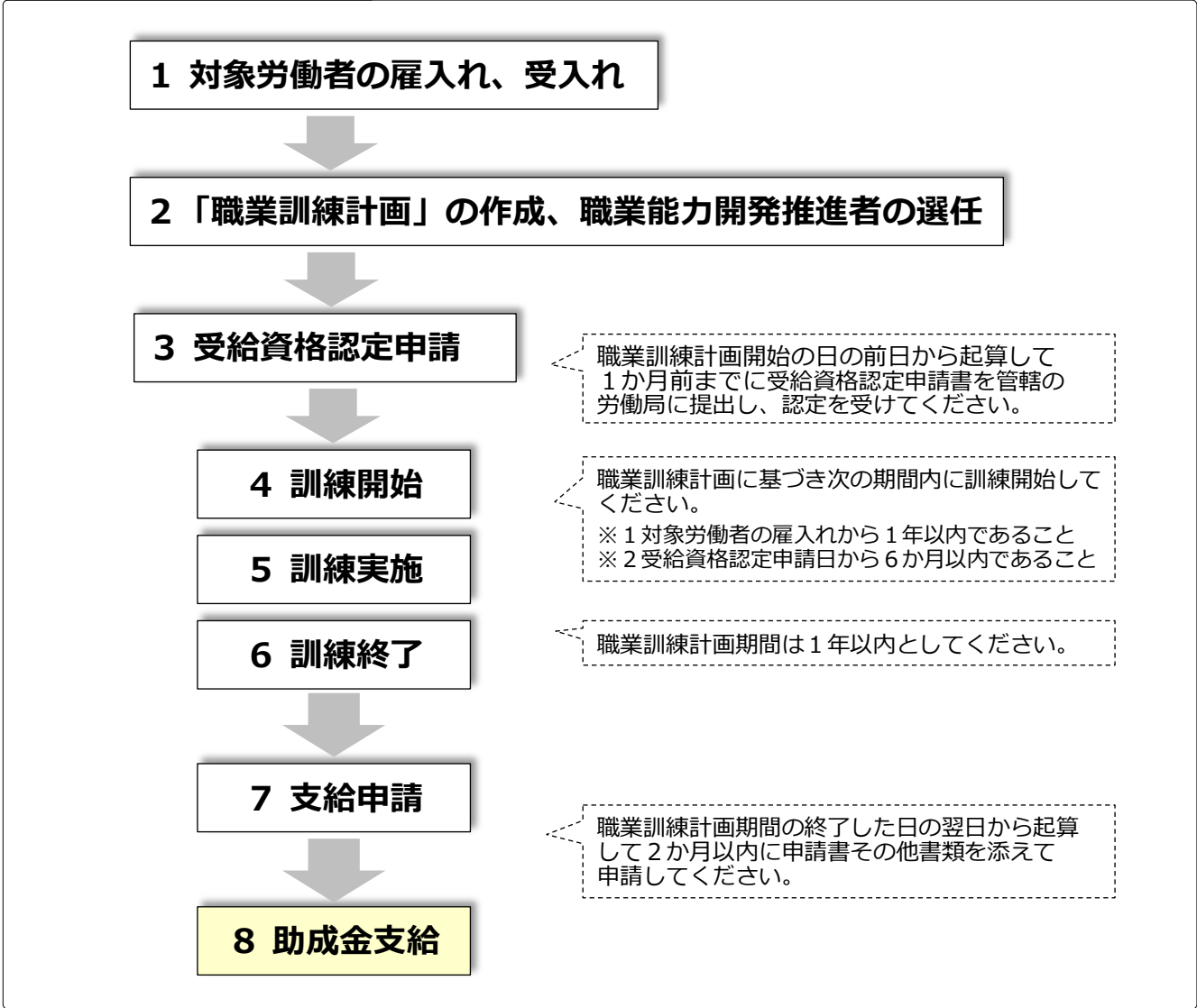
1 助成金の支給対象となる方	6
＜用語の説明＞	7
2 支給対象となる措置	7
3 訓練の内容	8
4 支給額	9
5 対象事業主	10
6 必要な書類	11
＜各種制度の説明＞	13
＜注意事項＞	14

<支給までの流れ>

早期雇入れ支援



人材育成支援



1 助成金の支給対象となる方

以下のすべてに該当する方

- ◆ 離職から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れられる方
- ◆ 申請事業主に雇入れられる直前の離職の際に「再就職援助計画」（P13参照）または「求職活動支援書」（P13参照）の対象者となっていること
- ◆ 雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがないこと

2 支給対象となる措置

- ◆ 支給対象者を離職日の翌日から**3か月以内に期間の定めのない労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇入れる（※1～※3）**こと

※1 雇入れの際、契約更新が見込まれる場合であっても、有期雇用の場合は対象となりません。

※2 有期雇用契約で雇入れた後、期間の定めのない労働者に切り換えとなっても、当初の雇い入れで判断するため、対象となりません。

※3 紹介予定派遣として勤務した後の派遣先への雇い入れは、対象となりません。
（人材育成支援の場合についてはP6参照）

3 支給額

- ◆ **支給対象者1人につき30万円**
ただし、**1年度1事業所あたり500人分を上限**とします。

4 対象事業主

(1) 次のすべてに該当すること

- ◆ 雇用保険適用事業所の事業主であること
- ◆ 支給のための審査に協力すること
 - ・ 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類などを整備・保管している。
 - ・ 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類などの提出を、管轄労働局などから求められた場合に応じる。
 - ・ 管内労働局などの実地調査を受け入れる。
- ◆ **申請期間内（雇入れ日から起算して6か月後の翌日から2か月以内）に申請を行うこと（P5参照）**

(2) 次の①～⑫のすべてに該当していないこと

①	支給対象者の雇入れの日の前日から起算してその日以前1年間に、支給対象者を雇用していた事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業主に該当する場合
②	支給対象労働者に対する賃金を支払期日までに支払っていない場合
③	再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者、または支給対象労働者の雇入れの前日から起算してその日以前1年間に、この職業紹介事業者と資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係のある事業主である場合
④	支給対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過するまでの間に、この事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者と日雇労働被保険者を除く。以下同様）を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）したことがある場合
⑤	支給対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過するまでの間に、この事業所で雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由※により、この受給資格認定申請書の提出日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させていた場合 ※雇用保険の離職票上の離職区分コードの1 Aまたは3 Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下などによる正当理由自己都合離職を含む）をいいます。
⑥	不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けまたは受けようとする）をしてから3年以内に支給申請をした事業主、あるいは支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした場合
⑦	支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主（支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く）
⑧	支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反があった事業主
⑨	性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主
⑩	暴力団関係事業主
⑪	支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
⑫	不正受給を理由に都道府県労働局が事業主名などを公表することについて同意していない事業主

5 必要な書類

雇入れ日から起算して6か月後の翌日から**2か月以内**に管轄の労働局に申請する必要があります。 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000038647.html>)

- ① 支給申請書（様式第9号）
- ② 賃金台帳等またはその写し
- ③ 雇入れ日の属する月の出勤簿等
- ④ 再就職援助計画対象労働者証明書（写）または求職活動支援書（写）
- ⑤ 雇用契約書（写）または雇入れ通知書（写）等
⇒ 期間の定めのない労働者として雇用されていることが分かる資料
- ⑥ 対象労働者雇用状況等申立書（様式第4号－1）
- ⑦ 支給要件確認申立書（共通様式第1号）

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html)

必要に応じて、**上記以外の書類の提出または提示を求めることがあります。**

1 助成金の支給対象となる方

次の①から④のすべてに該当する方

①	a～eのいずれかに該当する方	
		離職から1年以内に期間の定めのない労働者として雇い入れられる方
	a	申請事業主に雇入れられる直前の離職の際に「再就職援助計画」（P13参照）、または「求職活動支援書」（P13参照）の対象者となっていること
		雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがないこと
		離職から1年以内に紹介予定派遣を経て期間の定めのない労働者として雇い入れられる方
	b	申請事業主に雇入れられる直前の離職の際に「再就職援助計画（P13参照）」（または「求職活動支援書（P13参照）」）の対象者となっていること
		雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがないこと
		離職から1年以内にかつ、支給申請に係る訓練終了以前に、 有期雇用契約による雇用を経て、引き続き同じ事業主に期間の定めのない労働者として雇い入れられる方 ★★拡充★★
	c	申請事業主に雇入れられる直前の離職の際に「再就職援助計画（P13参照）」（または「求職活動支援書（P13参照）」）の対象者となっていること
		雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがないこと
②	d	移籍 により、移籍元事業主における離職日の翌日から6か月以内に期間の定めがない労働者として受け入れられる方
		申請事業主に移籍により受け入れられる前の、移籍元事業主において、1年以上雇用保険の一般被保険者として雇用されていること または、移籍元事業主での離職の際に「再就職援助計画」（または「求職活動支援書」）の対象者となっていること
		移籍元事業主の事業所への復帰の見込みがないこと
	e	在籍出向 により受け入れた上で、受入れの日から6か月以内に、 移籍に切り換えて 期間の定めのない労働者として受入れたこと
		申請事業主に在籍出向により受け入れられる前の、在籍出向元事業主において、1年以上雇用保険の一般被保険者として雇用されていること。または、出向元事業主での離職の際に「再就職援助計画」（または「求職活動支援書」）の対象者となっていること
③		在籍出向元事業主の事業所への復帰の見込みがないこと
	②	申請事業主が作成した訓練の計画(以下「職業訓練計画」という)に基づいて訓練を受講すること
④		助成金の助成対象となる訓練の実施時間数の8割以上を受講すること
	③	※訓練計画がOff-JTとOJTを組み合わせたものである場合は、総訓練時間の8割以上かつOff-JTとOJTそれぞれで8割以上受講していること
⑤		雇用保険の一般被保険者であること
	④	

<用語の説明>

移籍	「移籍」とは移籍元事業主との労働契約関係を終了させて、これを完全に移籍先事業主に移行させることをいい、対象者が移籍元事業主を離職する前に移籍の対象となる労働者の同意を得たものであることと移籍先事業主と移籍元事業主との間に移籍の合意があることが必要です。
在籍出向	「在籍出向」とは労働者と出向元事業主との労働契約関係を維持したまま、出向先事業所との間にも労働契約関係を結んでその指揮命令のもとに労務を提供することをいい、在籍出向の状態から、移籍により出向元事業主との労働契約関係を終了させて、完全に出向先事業主に移行させることを「在籍出向から移籍への切り換え」といいます。
Off-JT	「Off-JT」とは生産ラインまたは就労の場での通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる（事業内または事業外の）職業訓練をいいます。
OJT	「OJT」とは適格な指導者の指導の下、事業主が行う業務の遂行の過程内での実務を通じた実践的な技能とこれに関する知識の習得のための職業訓練をいいます。
紹介予定派遣	「紹介予定派遣」とは、派遣法第二条第六号での紹介予定派遣で、労働者派遣のうち派遣元事業主が派遣労働者・派遣先に対して職業紹介を行い、当該派遣労働者が派遣先に期間の定めのない労働者として雇用されるものをいいます。なお、派遣期間は6か月以内とします。

2 支給対象となる措置

次の①から⑥のすべての措置をとること

①	a～eのいずれかに該当すること	
	a	再就職援助計画などの対象者を離職日の翌日から1年以内に期間の定めのない労働者として雇い入れる。
	b	再就職援助計画等の対象者を離職日の翌日から1年以内に、紹介予定派遣を経て期間の定めのない労働者として雇い入れる。
	c	再就職援助計画などの対象者を離職日の翌日から1年以内にかつ、支給申請のための訓練終了以前に、有期雇用契約による雇用を経て、引き続き期間の定めのない労働者として雇い入れる。
	d	移籍により、移籍元事業主での離職日の翌日から6か月以内に期間の定めがない労働者として受け入れる。
	e	在籍出向により受入れた上で、受入れの日から6か月以内に、移籍に切り換えて期間の定めのない労働者として受け入れる。
②	職業訓練計画を作成する。 次のa～cを満たす訓練の計画をあらかじめ作成することが必要です。 さらに実施する訓練の詳細については「3. 訓練の実施」を参照ください。 a.実施期間が1年以内であること b.訓練の開始日が、職業訓練計画を管轄労働局長に提出した日から6か月以内であること c.対象者ごとに作成されるものであること	
③	職業訓練計画を含めた申請書類を管轄の労働局に提出し、訓練開始前に認定を受ける。	
④	職業能力開発推進者（P13参照）を選任する。（職業能力開発法第12条）	
⑤	③により認定を受けた計画に基づき、対象者の雇い入れた日※（または受け入れた日）から1年以内に訓練を開始する。 ※紹介予定派遣の場合は申請事業主（派遣先）が雇い入れた日、有期で雇い入れた場合は有期で雇い入れた日	
⑥	訓練実施期間中に対象者に対し賃金を支払う。	

3 訓練の内容

次の①～⑤のすべてに該当すること

次の内容を盛り込んだ職業訓練計画の認定を受けた後、実施してください。

①	<訓練の種類> Off-JT、またはOff-JTとOJTを組み合わせたものであること 【Off-JTの場合】 次のどちらか、または両方で行う訓練 ◆事業内訓練 申請事業主自らが主催し、事業所内において集合形式で実施する訓練 部外講師の活用や社外の場所で行われる訓練でも、事業主が企画し主催したものは事業内訓練とする。 なお、訓練は、専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者またはこれらと同等以上の能力がある方により実施されるものであること ◆事業外訓練 公共の職業能力開発施設、学校教育法上の教育機関、各種学校、専修学校、認定職業訓練施設、その他事業主団体などが主催している訓練 【OJTの場合】 次のすべてに該当すること ◆OJTの訓練時間が、支給対象訓練の総時間数の9割以下であること ◆訓練内容や訓練の成果を活用して支給対象者が従事する職務に関して専門的な知識または技能がある方により行われるものであること ◆訓練の成果の評価が行われるものであること
②	<訓練の内容> 次のすべてに該当すること ◆職業に関する知識と技能などを高め、職場への適応性を高めるためのものであること 【Off-JTの場合】 次のいずれか、または両方の組み合わせによるもの ・対象者の職務の遂行に必要となる技能・知識の向上を図るものであること (例：技能習得のための訓練、ビジネススキル・ソーシャルスキル習得のための訓練など) ・対象者のキャリア形成に役立つ技能・知識の向上や理解の促進を図るものであること (例：キャリア形成のためのセミナー、メンタル・セルフコントロールのためのセミナーなど) 【OJTの場合】 訓練の成果を活用して支給対象者が従事する職務や、Off-JTの訓練内容と相互に密接な関連があるものであること ◆趣味教養と区別のつかないものではないこと ◆通信教育・eラーニングによるものではないこと
③	<訓練時間> Off-JTの訓練時間数が10時間以上であること 以下は訓練時間数から除きます。 ◆合計1時間を超える開講式・閉講式・オリエンテーション ◆昼食などの食事を伴う休憩時間 ◆1日1時間を超える小休止
④	<経費負担> 申請事業主が訓練の実施に要する経費の全額を負担していること
⑤	<事業主の責任> 申請事業主が訓練の適切な実施とその確認について責任を負い、その実施状況（支給対象者ごとの実施日、受講時間、実施した訓練内容など）について証明を行うこと

次の場合は対象になりません！

- ◆申請事業主が訓練に係る経費を負担していない場合
- ◆支給申請時まで訓練に係る経費の支払いが完了していない場合
- ◆訓練を開始した支給対象者が総訓練時間の8割以上を受講していない、または修了していない場合（Off-JTとOJTを組み合わせた訓練では、それぞれ8割以上）

4 支給額

この助成金の支給額は、訓練の種類に応じて、1つの職業訓練計画について支給対象者1人当たり下表の支給額の合計がまとめて支給されます。

ただし、**1年度1事業所当たり5,000万円を上限**とします。

Off-JT	賃金助成	支給対象者1人1時間支給対象者1人1時間あたり800円※1
	経費助成	実費相当額※2 上限30万円
OJT	実施助成	支給対象者1人1時間あたり700円※3

※1 1人当たり1,200時間を上限とします。

※2 事業主が負担したOff-JT経費のうち、次の経費が対象となります。

①事業内訓練：

- ・外部講師（社外の者）の謝金・手当（1時間当たり3万円が上限）
⇒外部講師の旅費・車代・食費・宿泊費・コンサルタント料（「経営指導料・経営協力料」など）は対象となりません。
- ・施設・設備の借上費
⇒教室・実習室・ホテルの研修室の会場使用料、マイク、OHP、ビデオ、スクリーンなどの訓練で使用する備品の借料で、支給対象訓練だけに使用したことが確認できるものが対象となります。

②事業外訓練：受講に際して必要となる入学料、受講料、教科書代などにかかる実費

⇒あらかじめ受講案内などで定められており、受講に際して必要となる経費に限ります。

※3 1人当たり680時間を上限とします。

5 対象事業主

(1) 次のすべてに該当していること

- ◆雇用保険適用事業所の事業主であること
- ◆支給のための審査に協力すること
 - ・支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等を整備・保管している。
 - ・支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じる。
- ◆管内労働局等の実地調査を受け入れる
- ◆申請期間内に申請を行うこと

(2) 次の①～⑩のすべてに該当しないこと

①	受給資格認定申請書の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、この事業所において雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者と日雇労働被保険者を除く。以下同様）を 事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）したことがある場合
②	受給資格認定申請書の提出の日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、この事業所において雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由※によって、当該受給資格認定申請書の提出日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させていた場合 ※ 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1 Aまたは3 Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下などによる正当理由自己都合離職を含む）をいいます。
③	支給対象者の雇入れ（移籍による受入れ又は在籍出向から移籍への切り替え）の日の前日から起算してその日以前1年間に於いて、支給対象者を雇用していた事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性からみて密接な関係にある事業主に該当する場合
④	不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとする）をしてから3年以内に支給申請をした事業主、あるいは支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした場合
⑤	支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主（支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く）
⑥	支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反があった事業主
⑦	性風俗関連営業、接待を伴う飲食などの営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主
⑧	暴力団関係の事業主
⑨	支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
⑩	不正受給を理由に都道府県労働局が事業主名などを公表することについて同意していない事業主

6 必要な書類

▶受給資格認定申請手続きに必要な書類

作成した職業訓練計画の開始の日の前日から起算して1か月前までに管轄の労働局に申請する必要があります。

1. 共通して必要な書類

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000038647.html>)

- ①受給資格認定申請書（様式第1号）
- ②職業訓練計画（様式第2号）
- ③認定申請額内訳（様式第3号）
- ④労働条件等申立書（様式第4号－2）

2. 2①aまたはcの雇入れの場合

- ①再就職援助計画対象労働者証明書（写）または求職活動支援書（写）
- ②雇用契約書（写）または雇入れ通知書（写）など
⇒期間の定めのない労働者として雇用されていることが分かる資料、有期で雇い入れた場合は、有期で雇用されていることが分かる資料

3. 2①bの紹介予定派遣により申請事業主に雇入れられた場合

- ①派遣労働契約書など
⇒紹介予定派遣により申請事業主に雇い入れられたことが分かる資料

4. 2①dの移籍による受入れの場合

- ①移籍について以下のa～eの事項を確認できるもの
⇒移籍元事業主と移籍先事業（申請事業主）の合意が成立していることを確認できる資料
 - a 移籍元事業主と移籍先事業主の名称・所在地
 - b 移籍の合意日
 - c 支給対象者の氏名・移籍（予定）年月日
 - d 移籍先事業主での処遇（採用職種、賃金、労働条件等）
 - e a～dについて、移籍元事業主と移籍先事業主が契約を交わしていることまたは合意していることを証明した双方の押印

5. 2①eの在籍出向から移籍に切り替える場合

- ①在籍出向から移籍について以下のa～eの事項を確認できるもの
⇒移籍元事業主と移籍先事業（申請事業主）の合意が成立していることを確認できる資料
 - a 在籍出向元事業主と移籍先事業主の名称・所在地
 - b 在籍出向から移籍への切り換えの合意日
 - c 支給対象者の氏名・移籍（予定）年月日
 - d 移籍先事業主での処遇（採用職種、賃金、労働条件など）
 - e a～dについて、在籍出向元事業主と移籍先事業主が契約を交わしていることまたは合意していることを証明した双方の押印

6. OJTを実施する場合

- ①OJT担当講師の経歴書
- ②OJT評価シート（様式第5号）
⇒作成にあたっては、「モデル評価シート／厚生労働省・中央職業能力開発協会（http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/jobcard05.html）や「職業能力評価基準／厚生労働省・中央職業能力開発協会」（http://www.hyouka.javada.or.jp/user/dn_standards.html）などを参考に記載してください。

▶ 支給申請手続きに必要な書類

職業訓練計画の実施期間が終了した日の翌日から起算して2か月以内に管轄の労働局に申請する必要があります。

1. 共通して必要な書類

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000038647.html>)

- ① 支給申請書（様式第9号）
- ② 支給申請額内訳（様式第10号）
- ③ 受給資格認定通知書（写）
- ④ Off-JT実施状況報告書（様式第11号）
- ⑤ Off-JTの実施内容等を確認するための書類
⇒ Off-JTの実施主体の概要・目的・内容・実施期間・場所などが分かる書類
（事前に対象者に配布したものなど）、カリキュラムなど
- ⑥ 訓練期間中に賃金が支払われていたことを確認するための書類
⇒ 賃金台帳または給与明細書など
- ⑦ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）

2. 有期で雇入れた後、期間の定めのない労働者として雇い入れた場合

- ① 雇用契約書（写）または雇入れ通知書（写）など
⇒ 期間の定めのない労働者として雇用されていることが分かる資料

3. 事業内訓練でOff-JTを実施した場合

事業内訓練でのOff-JTの実施に要した経費などを確認するための書類

- ① 外部講師（社外の方に限る）の謝金・手当（所得税控除前の金額）を支払ったことを確認するための書類
⇒ 講師の略歴など、領収書・振込通知書等（写）、請求内訳書
- ② 施設・設備の借上料を支払ったことを確認するための書類
⇒ 領収書（写）（施設・設備借上料のわかるもの）または払込通知書（写）、請求内訳書
- ③ 学科または実技の訓練を行う場合に必要な教科書・教材の購入・作成費を支払ったことを確認するための書類
⇒ 領収書（品名、単価、数量を明記したもの）または払込通知書（写）、請求内訳書
- ④ 訓練の受講者数を確認するための書類
⇒ 訓練の受講者数名簿（受講者の氏名、所属の事業所名が明記されたもの）

4. 事業外訓練でOff-JTを実施した場合

事業外訓練でのOff-JTの実施に要した経費などを確認するための書類

- ① 受講に際して必要となる入学料・受講料・教科書代などを支払ったことを確認するための書類
⇒ 領収書または払込通知書、受講料の案内（一般的に配布されているもの）、請求内訳書
- ② 訓練の受講者数を確認するための書類
⇒ 訓練の受講者数名簿（受講者の氏名、所属の事業所名が明記されたもの）

5. OJTを実施した場合

- ① OJT実施状況報告書（様式第12号）
- ② OJT評価シート（様式第5号）

6. 対象者が立て替え払いをしている場合

- ① 支給対象者本人に返金するなどにより事業主が負担したことが確認できる書類

※ 必要に応じて、上記以外の書類の提出または提示を求めることがあります。

<制度の説明>

再就職援助計画 (P1他) (http://www.mhlw.go.jp/gen-eral/seido/josei/kyufukin/a02-1a.html)	1か月以内に常用労働者が30人以上離職するような、事業規模の縮小などを事業主が行おうとするときに、「雇用対策法」第24条に基づいて、事業主に作成が義務付けられている計画書のことです。 事業主が労働者に対して行う再就職援助の内容を記載して、ハローワークに提出し、所長の認定を受ける必要があります。 なお、この計画は、離職する労働者が30人未満の場合でも任意で作成することができます。
求職活動支援書 (P4他) (http://www.mhlw.go.jp/gen-eral/seido/josei/kyufukin/a02-1a.html)	「高年齢者雇用安定法」第17条に基づき解雇などにより離職することとなっている45歳以上65歳未満の労働者のうち、再就職を希望する方に対して、事業主が行おうとする再就職援助の内容などを記載する書面をいいます。 求職活動支援書を作成・交付する前に、支援書対象被保険者に共通して行う再就職援助の内容などを記載する「求職活動支援基本計画書」を作成し、管轄の労働局に提出する必要があります。
職業能力開発推進者 (P7他)	企業における労働者の職業能力開発を円滑かつ効果的に推進するためには、事業所ごとにその中心的な役割を果たす担当者を明確にしておくことが重要であるため、「職業能力開発促進法」第12条では、事業主は、その中心的な役割を果たす担当者を「職業能力開発推進者」として選任するよう努めなければならないこととしています。 選任・選任届の提出は、法令上は努力義務ですが、奨励金の支給を受けるためには、この「職業能力開発推進者」を選任し、かつ、都道府県職業能力開発協会に対して選任届を提出する必要があります。 なお、職業能力開発推進者とは、教育訓練部門の組織が確立されている事業所では、その組織の部課長、それ以外の事業所では、労務・人事・総務担当部課長などが選任されることが想定されます。

※熊本県職業能力開発協会

〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原2081-10

電子応用機械技術研究所内

TEL:096-285-5818 FAX:096-285-5812

(<http://www.noukai.or.jp>)



<注意事項>

- ◆この助成金は、予算の範囲内で支給されるものです。
- ◆助成金の支給に当たっては厳正な審査を行います。また、確認項目が多いため、**支給可否の決定までに時間がかかる場合があります。**
- ◆提出された書類だけでなく、訓練などの実施の確認、賃金の支払い状況や訓練などに要した経費の支払い状況などについて、**原本などを確認することがあります**ので、その際にはご協力をお願いします。
- ◆支給要件に照らして申請書や添付書類の内容に疑義がある場合や、審査にご協力いただけない場合は、助成金を支給できないことがあります。
- ◆**支給対象となる経費などに対して、他の助成金などを受けている場合は、原則としてこの助成金を受けることはできません。**他の助成金の支給申請を行っている場合は、どちらか一方を選択していただくことになります。
- ◆**不正受給は犯罪です。**偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合、助成金は不支給、または支給を取り消します。
この場合、すでに支給した助成金の全部または一部の返還が必要です。
(年5%の利息を加算)
- ◆この助成金は国の助成金制度ですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いします。
また、関係書類は、5年間保管してください。

手続きなどの詳細、ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局にお尋ねください。

熊本労働局職業対策課分室

[〒860-0051 熊本市西区二本木2-7-2 ヴァール熊本駅前2階]

TEL: 096-312-0086

FAX: 096-312-1552